

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成16年5月13日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社京都エステート  
代表取締役 金子 武久  
東京都品川区東五反田二丁目14番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ洛南ショッピングセンター  
京都市南区吉祥院御池町31番地

(2) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社タカラブネ 代表取締役 新開 純也 京都府久世郡久御山町大字 佐山双栗 37-1	株式会社スイートガーデン 代表取締役社長 磯野 幹夫 京都市中京区烏丸通御池下る 虎屋町 566-1
	株式会社テンファッションズ 代表取締役 古川 昭治 大阪市中央区安土町 1-7-13 トヤマビル	株式会社協和バック 代表取締役 若松 よう子 東京都千代田区東神田 2-10-16
	ローラアシュレイジャパン株式会社 代表取締役 河邊 守三 東京都千代田区神田錦町 1-1	株式会社ブルーグラス 代表取締役 野口 禎一郎 千葉県美浜区中瀬 1-5-1
	信貴 芳造 京都府宇治市広野西裏町 100	株式会社シンキ 代表取締役 信貴 豊長 京都府宇治市広野西裏町 100
	株式会社山田洋品店 代表取締役 山田 秀二	イトキン株式会社 代表取締役 辻村 彰夫 大阪市西区南堀江 1-4-19
		株式会社ワールド 代表取締役 寺井 秀蔵

	<p>名古屋市西区浅間 1 丁目 5 番 11 号 株式会社アロー 代表取締役 今枝 重信 名古屋市中村区名駅 4-8-12 ピーター商事株式会社 代表取締役 桜井 清志 福井県福井市板垣 3 丁目 1701 番地 エフワン株式会社 代表取締役 荒木 慎一 京都市阿倍野区美章園 3 丁目 1 番 6 号 株式会社伊津美 代表取締役 古西 隆 大阪市旭区清水 3 丁目 26 番 16 号</p>	<p>神戸市中央区港島中町 6-8-1 株式会社ジャックコーポレーション 代表取締役 村谷 康夫 石川県金沢市久安 2-335 株式会社山田自動車工作所 代表取締役 山田 正明 京都市南区唐橋川久保町 4 番地 株式会社オンワード樫山 代表取締役 廣内 武 東京都中央区日本橋 3 丁目 10 番 5 号 株式会社モリテックス 代表取締役 森戸 裕幸 東京都渋谷区神宮前 3-1-14  その他の小売業者 54 者については、変更なし</p>
--	--	---

(3) 変更の年月日

平成 16 年 1 月 1 日

3 届出年月日

平成 16 年 4 月 22 日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 16 年 5 月 13 日 (木) から同年 9 月 13 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 16 年 9 月 13 日 (月)

(産業観光局商工部商業振興課)